

北九州空港発パスポート取得・海外旅行奨励金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、北九州空港利用促進連絡会（以下「連絡会」という。）が、パスポートを新規又は更新により取得し、北九州空港を往復利用して旅行する者に対して、パスポート取得・海外旅行奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することで、北九州空港発の国際定期路線の利用率の一層の向上を図ることを目的とする。

(奨励金の対象となる路線及び奨励金額等)

第2条 奨励金の交付の対象となる事業の内容（国際定期路線、実施時期、奨励金額等）については、社会情勢、航空会社の状況、定期路線の利用率の動向等を総合的に勘案し、連絡会会長（以下「会長」という。）が適宜決定し、都度、実施要領を定めるものとする。

(奨励金の交付対象)

第3条 この要綱で定める奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) パスポートを新規又は更新により取得し、取得日から2ヶ月以内の旅行（以下「当該旅行」という。）で、国際定期路線を往復利用する者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(奨励金の交付の申込み)

第4条 奨励金の交付の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、当該旅行の往路搭乗日の前日までに会長へ電話又は奨励金交付申込書を電子メール、郵送、若しくは持参にて提出することにより、奨励金の交付を受けたい旨を申し出なければならない。

(奨励金の申込みの受付)

第5条 会長は、奨励金の交付の申込みがあったときは、当該申込みにかかる条件等を審査し、条件等に適合すると認めたときは、受付を行う。

(当該旅行の報告及び奨励金の交付申請)

第6条 申込者は、当該旅行の復路搭乗日から30日以内に、必要書類を添付の上、郵送又は持参により奨励金交付申請書を会長に提出し、当該旅行の報告をしなければならない。

(奨励金の交付)

第7条 会長は、申込者から前条に規定する報告を受けた場合は、その内容について審査し、要綱の規定に適合すると認めた場合は、予算の範囲内で奨励金を交付する。

2 会長は、制度期間中の奨励金の総額が予算の範囲を超える場合は、予告なく制度を終了することができるものとする。

(奨励金の申込みの受付の取消し)

第8条 会長は、第5条で規定する奨励金の申込みを受け付けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨励金の申込みの受付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき
- (2) 第3条で規定する奨励金の交付対象ではないことが判明したとき
- (3) その他奨励金の交付の申込みの受付内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱に基づく会長の指示に違反したとき

(奨励金の返還)

第9条 会長は、奨励金の申込みの受付を取り消した場合において、奨励金の当該取消しに係る部分に関し、すでに奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとし、申込者は期限までに返還しなければならない。

(免責規定)

第10条 会長は、第8条に基づく取消し及び第9条に基づく返還により生じた損害について、賠償の責めを負わないものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。